

宮城大学学群長選考規程

平成21年4月1日

規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）第29条第9項の規定に基づき、基本規則に定めるもののほか、学群長の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学群長候補者の選出)

第2条 学群教授会は、当該学群の教授の中から、学群教授会の議を経て、学群長候補者（以下「候補者」という。）を選出する。

(学群教授会の開催)

第3条 候補者の選出を行う学群教授会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 学群長の任期が満了するとき。
 - 二 学群長が辞任を申し出たとき。
 - 三 学群が解任されたとき。
 - 四 学群長が欠けたとき。
- 2 候補者の選出は、前項第1号の場合にあっては原則として任期満了の日の30日前までに、同項第2号から第4号までの場合にあっては速やかに、それぞれ行うものとする。

(開催通知)

第4条 学群長は、候補者を選出する学群教授会を開催しようとするときは、14日前までに当該教授会の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(定足数)

第5条 候補者の選出を行う学部教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(不在者投票)

第6条 やむを得ない事情により候補者の選出を行う学群教授会に出席できない者は、当該教授会の前4日間（休日を除く。）に限り、不在者投票を行うことができる。

- 2 前項の不在者投票の時間は、午前9時から午後4時までとする。
- 3 不在者投票をした者は、前条の定足数の算定に当たっては、出席したものとみなす。

(投票)

第7条 候補者の選出は、学群教授会を構成する教授の中から、当該教授会を構成する教員の投票により行う。

- 2 投票は、順位をつけない2人連記による無記名投票で行う。

(投開票立会人)

第8条 学群教授会における投票及び開票を適正に行うため、3人の投開票立会人を置く。

- 2 投開票立会人は、学群教授会で選出された者をもって充てる。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聴き、学群長が決定する。

2 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、投票した教員の意思が明白であれば、当該投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第10条 候補者を選出する学群教授会における投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 候補者となることができない者の氏名を記載したもの
- 三 1人又は3人以上の氏名を記載したもの
- 四 同一氏名を複数記載したもの
- 五 氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 六 候補者の氏名の記載のないもの（白票）
- 七 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(候補者の数)

第11条 候補者は、有効投票の得票数の上位3人とする。

2 前項の場合において、同数の得票数であることにより上位3人が特定できないときは、特定できない順位の同数得票者の全てを候補者とする。
3 候補者がやむを得ない事情により辞退を申し出て、学群長がこれを承認したときは、次点の者を繰り上げて候補者とする。
4 前項の場合において、次点の者が同数の得票数により複数いるときは、当該同数得票者の全てを繰り上げて候補者とする。
5 前2項の場合において、辞退によっても候補者が3人以上いるときは、繰上げは行わない。

(投開票の事務)

第12条 投開票及び不在者投票の事務は、学群長の指示に従い、事務局職員が行う。

(候補者等の報告)

第13条 学群長は、候補者を選出する学群教授会の投開票結果及び決定した候補者について、得票数及び辞退の状況とともに、直ちに学長に報告する。

(学群長の選考等)

第14条 学長は、前条の報告のあった候補者の中から学群長となる者を選考するものとする。
2 学長は、前項の選考の理由について、前条の報告を行った学群長に説明するものとする。

(解任)

第15条 理事長は、学群長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 管理監督職員として不適切な行為又は監督責任上重大な過失があったと認められるとき。

第2編教育 学群長選考規程

三 学群教授会において、その構成員の3分の2以上の議決により申出があったとき。

(研究科長を兼務する学群長の選考)

第16条 理事長は、理事会の議を経て、研究科長を兼務する学群長を置くことができる。

- 2 前項の学群長の選考については、この規程を適用する。この場合においては、第7条第1項中「学群教授会を構成する教授」とあるのは、「学群教授会を構成する教授であり、かつ、研究科教授会を構成する教授」と読み替えるものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により研究科長を兼務する学群長を置くこととしたときは、第4条の通知の前日までに、該当する学群長にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、学群長の選考等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日（平成21年3月31日）において、学部長の職にあり、同日をもって当該学部長の初任の任期の1年目を満了する者は、この規程による学部長候補者として選出された者とみなし、この規程の施行日（平成21年4月1日）において、理事長が学部長に任命する。ただし、その任期については2年目に入ったものとみなし、平成22年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行日（平成21年4月1日）に初任の任期の始まる学部長及び再任の任期の始まる学部長については、施行日の前日において宮城大学学部長選考規程（平成11年12月22日施行）により学部長候補者として選出された者を、この規程による学部長候補者として選出されたものとみなし、この規程の施行日（平成21年4月1日）において、理事長が学部長に任命する。

附 則 (H23.12.21 第49回理事会)

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

附 則 (H25.11.27 第75回理事会)

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

附 則 (平成26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部長の選考に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部に在籍する者が当該学部に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における学部長の選考等については、改正後の宮城大学学群長選考規程の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。